

平成 28 年度 第 2 回 医師国保通常組合会

と き 平成 29 年 2 月 16 日 (木) 15:00 ~

ところ 山口県医師会 6 階会議室

I 開会

事務長、出席議員の確認を行い、議員定数 32 名、出席議員 26 名で定足数に達しており、会議が成立する旨報告。

II 理事長挨拶

河村理事長 本日は平成 28 年度第 2 回通常組合会で、29 年度事業計画・予算等 4 議案について、ご審議をお願いすることとしております。

28 年度から、国庫補助金の見直しによる補助率の引き下げが実施されており、最終的には 13% まで引き下げられることになっています。日医においては 13% も残ったという意見もありますが、元々、財政が豊かな保険者は 0% にするという話でしたので、それに比べれば確かに 13% も残ったと言えるのかもかもしれません。しかし、それでも財政的な負担は大きく、また被保険者数が減少しておりますので、予算に関しては厳しい状況となっています。

また、がんや肝炎の高額薬剤が小さな国保組合に大きな影響を与える事態となっています。29 年度は保険料をなんとか改定せずに済んだものの、30 年度以降は、しっかり検討しながら対応していかなければならないと思いますので、よろしく願いいたします。

マイナンバー制度が始まりまして、各手続きが煩雑になったところもありますが、引き続き、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

議事録署名議員指名

議長、議事録署名議員を次のとおり指名。

綾目 秀夫 議員

小林 元壯 議員

III 議案審議

承認第 1 号 平成 29 年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画について

沖中常務理事 平成 22 年の全国建設工事業国保組合の無資格加入問題により、国から法令遵守の体制整備が求められ、本組合では、23 年 2 月の組合会で規約改正及び基本方針の策定を議決した。

この基本方針の中で、毎年度理事会において、具体的な実践計画を策定し、組合会の承認を得ることと規定しているため、本年 1 月 19 日の理事会で、29 年度の実践計画を策定した。内容については、28 年度分と変更はない。

まず、1「法令遵守マニュアルの策定」では、役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを網羅したマニュアル等を策定すると規定している。本組合のマニュアルは、23 年 9 月 15 日の理事会で策定しており、すべての役職員に配付している。

2「法令遵守に関する指導・研修」では、役職員を対象とした研修を実施すると規定しているため、理事会の際にマニュアル等の確認を行うなど研修を行っている。

3「法令遵守のための管理」については、担当職員の業務について記載をしているが、本組合では、同一の業務について、主担当と副担当の職員により業務を執行することで、複数の職員による対応としているところである。

4「法令遵守関連情報の組織的な把握等」では、役職員の役割等を掲げている。

5「不祥事故への対応体制」では、報告及び手続きについて定めている。

以上のような実践計画に基づき、役職員ともに、国民健康保険法を始め、番号法などの関係法令に沿って厳正に業務運営を行いたい。

平成29年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守
(コンプライアンス) のための実践計画

平成29年1月19日 理事会議決

山口県医師国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、平成29年度の実践計画を次のとおり策定する。

- 1 法令遵守マニュアルの策定
役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守(コンプライアンス)のための組織体制などを網羅した法令遵守マニュアル等を策定する。
① 法令遵守マニュアルは、全ての役職員が容易に閲覧できるようにする。
② 法令遵守マニュアル等を策定し、全ての役職員に配布する。
- 2 法令遵守に関する指導・研修
不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。
① 法令遵守マニュアルにより、周知徹底を行う。
② 役職員を対象とした法令遵守を徹底するため研修を実施する。
- 3 法令遵守のための管理
事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署同一業務に従事させないように入事ローテーションを実施し、又はやむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合には、事故防止等のため、同一業務について複数の職員により執行することとする。
- 4 法令遵守関連情報の組織的な把握等
役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。
① 役職員が把握した法令遵守関連情報(組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事件に関する報告、保険給付に関する争い、経理処理の状況等)については、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。
② 法令遵守担当理事等は、法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告する。
③ 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。
- 5 不祥事故への対応体制
役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。
① 法令遵守担当理事等は、規約、規程等に則り、理事会に報告する。
② 理事長は、法令等に従い、監督官庁に報告するとともに、法令遵守担当理事等とともに適切な調査を行う。
- 6 雑則
この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。

議案第 1 号 平成 28 年度山口県医師国民健康保険組合歳入歳出予算の補正について

沖中常務理事 28年2月の組合会でご承認いただいた28年度予算において、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」は、歳入「第2款 国庫支出金 第2項 国庫補助金 第1目 療養給付費等補助金」中に、特別調整補助金として、1千万円を計上していた。

3月に入り、厚労省から、勘定科目を新設するように通知が発出されたので、「第2項 国庫補助金」の「第4目 社会保障・税番号制度システム整備費補助金」を新設し、「第1目 療養給付費等補助金」の1千万円を減額して、同額を計上している。

また、28年度決算見込において、予算額に対し過不足が生じる款について、あわせて補正を行っている。

歳入の第1款「国民健康保険料」は、予算額10億1,587万円に対し、見込額は9億7,384万円余で、約4,200万円の減となっている。被保険者数の減少に起因するものである。

28年度の人員は、4月から12月までの平均被保険者数で合計4,413人となったが、28年度予算で用いた被保険者数4,616人に対し、約

出席者

組合会議員

大島郡	嶋元 徹	徳山	津田 廣文
玖珂	山下 秀治	徳山	津永 長門
熊毛郡	齊藤 良明	徳山	高木 昭
吉南	小川 清吾	防府	山本 一成
厚狭郡	河村 芳高	防府	木村 正統
美祢郡	坂井 久憲	下松	宮本 正樹
下関市	赤司 和彦	岩国市	小林 元壯
下関市	綾目 秀夫	岩国市	保田 浩平
宇部市	矢野 忠生	小野田	西村 公一
宇部市	黒川 泰	光市	竹中 博昭
宇部市	猪熊 哲彦	柳井	前濱 修爾
山口市	淵上 泰敬	長門市	友近 康明
萩市	中嶋 薫	美祢市	藤村 寛

役員

理事長	河村 康明	理事	中村 洋
副理事長	吉本 正博	理事	船津 浩彦
副理事長	濱本 史明	理事	前川 恭子
常務理事	沖中 芳彦	理事	山下 哲男
常務理事	清水 暢	監事	藤野 俊夫
法令遵守(2775775)担当理事	萬 忠雄	監事	篠原 照男
理事	林 弘人	監事	岡田 和好
理事	弘山 直滋		
理事	加藤 智栄		
理事	藤本 俊文		
理事	今村 孝子		
理事	白澤 文吾		
理事	香田 和宏		

200 名の減少で、大幅な減収となっている。

歳入の第 6 款「繰越金」について、決算見込額 1 億 8,377 万 9 千円は、27 年度決算の差引残高の確定額であり、約 2,474 万円余の減となっている。27 年度後半に、C 型肝炎の高額薬剤を使用された被保険者が 3 名おられたことなどで、療養給付費が見込額を上回り、繰越金が減少している。

歳出において、第 4 款「後期高齢者支援金等」の見込額 2 億 5,038 万 4 千円は確定額であり、予算額に対し 1 万 7 千円の不足額が生じている。

第 8 款「共同事業拠出金等」については、299 万円の不足額が生じている。

第 12 款「諸支出金」では、1,785 万円を支出する。これは、27 年度の療養給付費等補助金について、超過分を国庫に返還する金額で、予算額に対し 1,784 万 7 千円の不足となっている。

歳出で大きな割合を占める療養給付費については、第 3 款「保険給付費」第 1 項「療養諸費」に療養費と審査手数料の合計見込額 5 億 8,790 万円としている。

28 年度の療養給付費の見込額は、4 月から 10 月診療分の 7 か月分の実績額から、27 年後半の医療費の伸びを考慮した年間推計値として、合計額 5 億 8,219 万 1 千円、27 年度比 92.7%としているので、予算額に対し、約 3,100 万円の残が生じると見込んでいる。

収支差引残高の見込額は 1 億 8,809 万 5 千円で、27 年度決算とほぼ同額となり、この額を、29 年度予算の繰越金としている。

また、単年度収支は 2,216 万 6 千円となり、26 年度に保険料の引き上げをさせていただいた際の 1 億 2,551 万円と比較すると、単年度収支が約 1 億円減少しており、財政状況の悪化が分かる。

補正予算の事項別明細書等では、予算額に過不足が生じる款について補正を行っており、歳入、歳出それぞれ 6,624 万 3 千円を減額し、補正後の予算額は、14 億 2,903 万 2 千円としている。なお、歳出の第 13 款「予備費」については、調整した結果、8,709 万 9 千円を減額している。

**平成28年度山口県医師国民健康保険組合
歳入歳出補正予算（第1号）事項別明細書**

1. 総括

(単位：千円)

款	既定予算額	補正予算額	計
I 国民健康保険料	1,015,870	△42,000	973,870
II 国庫支出金	248,320	0	248,320
III 共同事業交付金	22,457	0	22,457
IV 財産収入	101	0	101
V 繰入金	1	0	1
VI 繰越金	208,522	△24,743	183,779
VII 諸収入	4	500	504
歳入合計	1,495,275	△66,243	1,429,032

(単位：千円)

款	既定予算額	補正予算額	計
I 組合会費	2,581	0	2,581
II 総務費	47,739	0	47,739
III 保険給付費	689,445	0	689,445
IV 後期高齢者支援金等	250,367	17	250,384
V 前期高齢者納付金等	56,171	0	56,171
VI 老人保健拠出金	8	0	8
VII 介護納付金	144,964	0	144,964
VIII 共同事業拠出金	25,422	2,990	28,412
IX 保健事業費	49,835	0	49,835
X 積立金	1,001	0	1,001
XI 公債費	1	0	1
XII 諸支出金	3	17,849	17,852
XIII 予備費	227,738	△87,099	140,639
歳出合計	1,495,275	△66,243	1,429,032

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	既定予算額	補正予算額	計
I 国民健康保険料		1,015,870	△42,000	973,870
	(1) 国民健康保険料	1,015,870	△42,000	973,870
VI 繰越金		208,522	△24,743	183,779
	(1) 繰越金	208,522	△24,743	183,779
VII 諸収入		4	500	504
	(1) 預金利子	1	0	1
	(2) 雑入	3	500	503
補正をしない款項		270,879	0	270,879
歳入合計		1,495,275	△66,243	1,429,032

(単位：千円)

款	項	既定予算額	補正予算額	計
IV 後期高齢者支援金等		250,367	17	250,384
	(1) 後期高齢者支援金等	250,367	17	250,384
VIII 共同事業拠出金等		25,422	2,990	28,412
	(1) 共同事業拠出金	22,482	1,702	24,184
	(2) 共同事業負担金	2,940	1,288	4,228
XII 諸支出金		3	17,849	17,852
	(1) 償還金及び還付加算金	3	17,849	17,852
XIII 予備費		227,738	△87,099	140,639
	(1) 予備費	227,738	△87,099	140,639
補正をしない款項		991,745	0	991,745
歳出合計		1,495,275	△66,243	1,429,032

2. 歳 入

I 款 国民健康保険料

第 1 項 国民健康保険料 (単位：千円)

目	既定 予算額	補 正 予算額	計	節	
				区 分	金 額
1 国民健康保険料	1,015,870	△42,000	973,870	1 医療給付費分現年度分	692,423
				2 医療給付費分滞納繰越分	1
				3 後期高齢者支援金分現年度分	184,485
				4 後期高齢者支援金分滞納繰越分	1
				5 介護納付金分現年度分	96,845
				6 介護納付金分滞納繰越分	1
				7 後期高齢者組合員分現年度分	113
				8 後期高齢者組合員分滞納繰越分	1

II 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金 (単位：千円)

目	既定 予算額	補 正 予算額	計	節	
				区 分	金 額
1 療養給付費等補助金	237,882	△10,000	227,882	1 療養給付費等補助金	158,559
				2 後期高齢者支援金分補助金	38,498
				3 介護納付金分補助金	30,824
				4 老人保健医療費拠出金補助金	1
2 出産育児一時金等補助金	5,323	0	5,323	1 出産育児一時金補助金	4,200
				2 高額医療費共同事業補助金	1,123
3 特定健康診査等補助金	1,332	0	1,332	1 特定健康診査等補助金	1,332
4 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	10,000	10,000	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	10,000

VI 款 繰越金

第 1 項 繰越金 (単位：千円)

目	既定 予算額	補 正 予算額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	208,522	△24,743	183,779	1 繰越金	183,779

VII 款 諸収入

第 2 項 雑入 (単位：千円)

目	既定 予算額	補 正 予算額	計	節	
				区 分	金 額
1 雑入	1	2	3	1 雑入	3
2 第三者納付金	1	498	499	1 第三者納付金	499
3 返納金	1	0	1	1 返納金	1

3. 歳 出

IV 款 後期高齢者支援金等

第 1 項 後期高齢者支援金等 (単位：千円)

目	既定 予算額	補 正 予算額	計	節	
				区 分	金 額
1 後期高齢者支援金	250,349	17	250,366	19 負担金補助及び交付金	250,366
2 後期高齢者関係事務費拠出金	18	0	18	19 負担金補助及び交付金	18

VIII 款 共同事業拠出金等

第 1 項 共同事業拠出金 (単位：千円)

目	既定 予算額	補 正 予算額	計	節	
				区 分	金 額
1 高額医療費共同事業医療費拠出金	22,457	1,706	24,163	19 負担金補助及び交付金	24,163
2 高額医療費共同事業事務費拠出金	25	△4	21	19 負担金補助及び交付金	21

第 2 項 共同事業負担金 (単位：千円)

目	既定 予算額	補 正 予算額	計	節	
				区 分	金 額
1 国民健康保険組合共通システム共同事業負担金	1,403	0	1,403	19 負担金補助及び交付金	1,403
2 社会保障・税番号システム負担金	1,537	1,288	2,825	19 負担金補助及び交付金	2,825

IX 款 諸支出金

第 1 項 償還金及び還付加算金 (単位：千円)

目	既定 予算額	補 正 予算額	計	節	
				区 分	金 額
1 保険料還付金	1	0	1	19 負担金補助及び交付金	1
2 償還金	1	17,849	17,850	23 償還金利子及び割引料	17,850
3 高額療養費特別支給金	1	0	1	19 負担金補助及び交付金	1

IX 款 予備費

第 1 項 予備費 (単位：千円)

目	既定 予算額	補 正 予算額	計	節	
				区 分	金 額
1 予備費	227,738	△87,099	140,639	1 予備費	140,639

※ 平成 28 年度予算において、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」については、歳入「第 II 款国庫支出金 第 2 項 国庫補助金 第 1 目 療養給付費等補助金」中に、特別調整補助金として 1 千万円を計上していたが、厚労省より勘定科目を新設するように通知が発出されたことに伴い、第 2 項 国庫補助金に第 4 目として「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」を設置し予算額を計上することにした。

議案第 2 号 平成 29 年度山口県医師国民健康保険組合事業計画について

沖中常務理事 本組合の主体的事業である保険給付についてであるが、疾病や負傷に対する療養の給付が大きなウェイトを占めており、療養の給付のほかに療養費、高額療養費等 13 項目にわたる各種給付事業を実施し、28 年度とほぼ同じ内容となっている。

なお、(9)「高額療養費の支給」については、記載に変更はないが、本年 8 月より見直しがある。70 歳以上の被保険者において 2 段階で見直しがあり、8 月からは区分はそのままとするが、現役並み所得者については、外来（個人）が現行の 44,400 円から 57,600 円に、一般の区分については、12,000 円から 14,000 円へと限度額が引き上げられる。

なお、一般区分については、外来の自己負担額の合計額に、年間 14 万 4 千円の上限が設けられている。

また、限度額（世帯）については、44,400 円から 57,600 円に引き上げられるとともに、多数回該当が新たに設定され、12 か月以内に、高額

療養費が支給されている月数が 3 か月以上ある場合、4 回目以降の限度額が、44,400 円となっている。

次に、(6)「特定健診・特定保健指導の実施について」であるが、第 2 期実施計画の最終年度となり、計画に基づき実施する。

29 年度の目標値は、特定健診受診率 70%、特定保健指導 30%としているので、先生方のご協力をどうぞよろしく願います。

(8)「医療費通知の実施」については、厚労省が医療費適正化の取組みの一つとして、柔道整復療養費の適正化のため、医療費通知の実施等を講じるように推進をしていることから、23 年度以降医療費通知を実施していたが、25 年度からは本組合に届く柔道整復師にかかる療養費支給申請書について、全件、患者調査を実施することで、医療費通知に代えている。引き続き、全件調査をすることで、適正受療の周知等に努める。

3「広報活動について」は、医師会報の「国保組合欄」への掲載と『医師国保のしおり』の発行である。

4「被保険者証について」であるが、現在お持ちの被保険者証の有効期限は、28 年 4 月 1 日付で更新し、有効期限は、31 年 3 月 31 日までとなっているので、29 年度は更新はしない。

5「社会保障・税番号制度への対応について」は、29 年 7 月の医療保険者等の情報連携開始に向けた対応として、総合運用テスト等を実施している。

6「月別事業計画」は、理事会、組合会の開催及び全医連や全協主催の諸会議等の予定を月ごとに示したものである。

議案第 3 号 平成 29 年度山口県医師国民健康保険組合歳入歳出予算

沖中常務理事 29 年度予算は、国から示された予算編成に当たっての留意事項に基づいた予算額を計上している。

29 年度歳入歳出予算の総額は 13 億 4,779 万 9 千円で、補正後の 28 年度予算に対し、8,123 万 3 千円の減、率にして 5.7%の減となっている。

平成 29 年度事業計画

1. 保険給付について

(1) 療養の給付

被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 処置、手術その他の治療
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

なお、一部負担金として、10分の3を支払わなければならない。ただし、小学校就学前の被保険者については、10分の2を支払う。また、70歳以上の前期高齢者については、10分の2（ただし、平成28年3月までに70歳に到達した前期高齢者については、10分の1）、現役並み所得者は、10分の3を支払う。

(2) 入院時食事療養費の支給

被保険者（特定長期入院被保険者（療養病床に入院する65歳以上の被保険者。）を除く）が、自己の選定する保険医療機関について国民健康保険法第36条第1項第5号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、組合員に対し、入院時食事療養費を支給する。

(3) 入院時生活療養費の支給

特定長期入院被保険者が、自己の選定する保険医療機関について、国民健康保険法第36条第1項第5号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、組合員に対し、入院時生活療養費を支給する。

(4) 保険外併用療養費の支給

被保険者が自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、組合員に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

(5) 療養費の支給

療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診察、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

なお、海外渡航中の療養に対して、療養費を支給する（海外療養費）。

(6) 訪問看護療養費の支給

被保険者が、指定訪問看護事業者について指定訪問看護を受けたときは、組合員に対し、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

(7) 特別療養費の支給

組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、組合員に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。

(8) 移送費の支給

被保険者が、療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、組合員に対し、移送費として、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。

(9) 高額療養費の支給

療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第56条第2項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、組合員に対し、高額療養費を支給する。

(10) 高額介護合算療養費の支給

一部負担金等の額（国民健康保険法第57条の2第1項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第51条第1項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第61条第1項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。

(11) 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として40万4千円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに1万6千円を加算する。

(12) 葬祭費の支給

被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、甲種組合

員は20万円、乙種組合員及び組合員の家族は10万円を支給する。

(3) 傷病手当金の支給

被保険者である組合員が、疾病又は傷病のため引き続き20日を超えて休業・休職をしたときは、21日目から起算して最高180日間1日につき甲種組合員は6,000円、乙種組合員は3,000円を傷病手当金として支給する。

2. 保健事業について

(1) 健康診断事業の実施について

被保険者である甲種組合員と組合員の配偶者及び被保険者である乙種組合員の健康保持のため「健康診断」の奨励と助成金の支給を行う。また、特例措置として、後期高齢者組合員に対する「健康診断」の助成を行う。

なお、医療に従事する被保険者のB型肝炎予防対策としてHBs 抗原・抗体検査の実施は健康診断の中で行う。

(2) 健康教育事業の実施について

- 1. 出産した被保険者に対して、月刊誌「赤ちゃん和妈妈」を1年間配布する。
- 2. 被保険者及び後期高齢者組合員に対して、健康に関する情報誌を配布する。

(3) 健康増進事業の実施について

被保険者及び後期高齢者組合員の健康増進対策として、参加しやすいコースを設定し、教養面を加えたウォーキング大会を実施する。

(4) 高額医療費資金の貸付けについて

高額療養費の支給を受けることが見込まれる者の属する世帯の組合員に対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、当該高額療養費の支給に係る療養に要する費用を支払うための資金を貸し付ける。

(5) 出産費資金の貸付けについて

出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、当該出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金を貸し付ける。

(6) 特定健康診査、特定保健指導の実施について

平成20年度から医療保険者に義務付けされた「特定健診・保健指導」について第2期実施計画に基づき実施する。

(7) 死亡見舞金の支給について

後期高齢者組合員が死亡したときは、その遺族に対し死亡見舞金として10万円を支給する。

(8) 医療費通知の実施について

療養費のうち、柔道整復師に係る分について患者調査を実施することにより、医療費等の通知を行う。

3. 広報活動について

- (1) 山口県医師会報に「国保組合欄」を設けて、本組合の広報に資する。
- (2) 保険給付等について解説した「医師国保のしおり」を作成し、組合員に配布する。

4. 被保険者証について

現在発行している被保険者証の有効期限は、平成31年3月31日までとなっているので、更新はしない。

5. 社会保障・税番号制度への対応について

平成29年7月の医療保険者等の情報連携開始に向けた対応として総合運用テスト等を実施する。

6. 月別事業計画

月	組合会・理事会	諸会議及び研修会
4	理事会	
5	理事会	全国国保組合協会中国四国支部総会・委託研修会 全国医師国保組合連合会代表者会
6	理事会	全国国保組合協会通常総会 全国国保組合協会保健事業推進担当者研修会
7	理事会 監事会 組合会	全国国保組合協会職員研修会 中国四国医師国保組合連絡協議会 中国地方国保事務担当者研究協議会
8	理事会	
9	理事会	全国国保組合協会事務長研修会 全国国保組合協会理事長・役員研修会
10	理事会	全国医師国保組合連合会第55回全体協議会
11	理事会	全国医師国保組合連合会事務長連絡会 第16回学びながらのウォーキング大会 全国国保組合協会被保険者全国大会
12	理事会	中国四国医師国保組合事務連絡会
1	理事会	全国国保組合協会事務長研修会
2	理事会 組合会	全国国保組合協会理事長・役員研修会
3	理事会	全国国保組合協会通常総会

<歳入>

第1款「国民健康保険料」については、26年度に改正した月額保険料に、29年度の被保険者見込み数を乗じて算出している。

この被保険者見込み数は、28年度平均被保険者数に3か年の対前年度比の平均値を乗じて算出しているが、合計で4,225人となっており、28年度よりさらに200名近い被保険者数が減少するとしている。

第1項「国民健康保険料」は、医療給付費分ほか3種類の保険料総額として、9億4,254万4千円で、28年度より、3,132万6千円の減となっている。

第Ⅱ款「国庫支出金」について、第1項第1目「事業費負担金」は23年度以降、各国保組合の所得水準に応じた支給調整率がかかる。医療分は、厚労省が示した被保険者数に応じた額となるが、被保険者数の減少により、わずかではあるが減収となっている。

第2項「国庫補助金」の療養給付費等補助金について、28年度より補助金の見直しがあった。本組合は、所得水準の高い国保組合として、32%の補助率が28年度から5年をかけて13%に削減されることとなっている。

29年度の補助率24.4%を用い、国が示した算出式で補助金7,969万9千円を見込んでいるが、32%で計算した額よりも、2,482万4千円の減額となっている。

前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び介護納付金にかかる補助金についても同様に算出し、補助金の見直しによる減少分は、全体で4,570万円余となる。2年目ではあるが、大きな影響を受けている。

療養給付費等補助金は、先程の補助金等を合計して1億8,274万4千円となる。28年度と比較して4,513万8千円の減となっているが、これは、補助率の引き下げと補助対象となる療養給付費等を28年度より低く見込んでいるためである。

出産育児一時金等補助金の出産育児一時金補助金については、1件42万円の一時金支給に対し、24年度以降、10万5千円の補助となっている。

特定健康診査等補助金は、厚労省が示した補助

単価と対象見込み者数から算出し、28 年度と同額の 133 万 2 千円となる。

また、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、224 万円を計上している。

第Ⅲ款「共同事業交付金」は、高額医療費共同事業に対する交付金であり、2,245 万 7 千円を計上している。

第Ⅳ款「財産収入」は、積立金と貸付基金の利息で 10 万 1 千円を、第Ⅴ款「繰入金」は科目存置として、1 千円を計上している。

第Ⅵ款「繰越金」は、差し引き残高の 1 億 8,809 万 5 千円とし、28 年度より 431 万 6 千円増としている。

第Ⅶ款「諸収入」の第 1 項「預金利子」は、手元の事業運営資金の預金利息で、科目存置として 1 千円を計上している。

<歳出>

第Ⅰ款「組合会費」については、28 年度と同額の 258 万 1 千円を計上している。

第Ⅱ款「総務費」は、役員報酬等組合運営の事務費等として、28 年度より約 1 千万円減の 3,773 万 1 千円を計上している。

減額となった要因は、28 年度においては、マイナンバー制度に対応する経費としてシステム改修の経費等に 1 千万円を計上していたが、29 年度では、総合運用テスト等の経費 154 万円と、ランニングコストとして役務費に約 56 万円の合わせて約 210 万円としたことによる。

第Ⅲ款「保険給付費」は、歳出全体の約半分を占める 6 億 5,834 万 3 千円を計上している。

過去 4 か年の伸び率の平均が 99.6%であったことから、今回は 100%とし、28 年度の見込

額と同額を 29 年度の予算額にしている。

療養給付費は、28 年度より 3,025 万 3 千円減の 5 億 8,219 万 1 千円としている。

審査手数料は、山口県国保連合会に支払う手数料であり、国保連合会が示した単価により算出している。

高額療養費は、5,102 万 8 千円としている。28 年度に比べ、約 290 万円の増となっている。

第 4 項「出産育児諸費」については、35 件分の一時金と手数料を計上している。28 年度の支給状況から、28 年度より 5 件分少ない件数としたため、約 210 万円の減となっている。

第 1 表 平成29年度歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
I 国民健康保険料	942,544	I 組 合 会 費	2,581
(1) 国民健康保険料	942,544	(1) 組 合 会 費	2,581
II 国庫支出金	194,597	II 総 務 費	37,731
(1) 国庫負担金	3,483	(1) 総 務 管 理 費	37,196
(2) 国庫補助金	191,114	(2) 徴 収 費	535
III 共同事業交付金	22,457	III 保 険 給 付 費	658,343
(1) 共同事業交付金	22,457	(1) 療 養 諸 費	588,006
IV 財 産 収 入	101	(2) 高 額 療 養 費	51,528
(1) 財産運用収入	100	(3) 移 送 費	100
(2) 基金運用収入	1	(4) 出 産 育 児 諸 費	14,708
V 繰 入 金	1	(5) 葬 祭 諸 費	2,000
(1) 準備金等繰入金	1	(6) 療 養 の 給 付 付 加 金	1
VI 繰 越 金	188,095	(7) 傷 病 手 当 金	2,000
(1) 繰 越 金	188,095	IV 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	238,423
VII 諸 収 入	4	(1) 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	238,423
(1) 預 金 利 子	1	V 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	59,439
(2) 雑 入	3	(1) 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	59,439
		VI 老 人 保 健 抛 出 金	6
		(1) 老 人 保 健 抛 出 金	6
		VII 介 護 納 付 金	142,815
		(1) 介 護 納 付 金	142,815
		VIII 共 同 事 業 抛 出 金 等	23,976
		(1) 共 同 事 業 抛 出 金	22,482
		(2) 共 同 事 業 負 担 金	1,494
		IX 保 健 事 業 費	49,766
		(1) 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	6,140
		(2) 保 健 事 業 費	42,426
		(3) 死 亡 見 舞 金	1,200
		X 積 立 金	1,001
		(1) 積 立 金	1,001
		XI 公 債 費	1
		(1) 一 般 公 債 費	1
		XII 諸 支 出 金	3
		(1) 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3
		XIII 予 備 費	133,714
		(1) 予 備 費	133,714
合 計	1,347,799	合 計	1,347,799

第 5 項「葬祭諸費」については、28 年度と同額の 200 万円としている。

第 6 項「療養の給付付加金」については、26 年 4 月診療分以降は制度を廃止しているが、科目存置として 1 千円を計上している。

第 7 項「傷病手当金」については、100 万円減の 200 万円を予算計上している。

第 IV 款「後期高齢者支援金等」、第 V 款「前期高齢者納付金等」、第 VI 款「老人保健拠出金」及び第 VII 款「介護納付金」については、厚労省から示された算定式により算出した額を予算額として計上している。

第 VIII 款「共同事業拠出金等」の第 1 項「共同事業拠出金」は、高額医療費共同事業に対する拠出金で、国からこの事業を委託されている全国国保組合協会に支払う額として、2,248 万 2 千円を計上している。

第 2 項「共同事業負担金」の国民健康保険組合共通システム共同事業負担金と社会保障・税番号システム負担金については、全国国保組合協会が被保険者 1 人当たりの単価を決定した上で、各国保組合の負担金が決まるが、負担方法等について協議が継続中のため、1 月時点での協議内容に沿った金額を予算計上している。

第 IX 款「保健事業費」第 1 項「特定健康診査等事業費」は、28 年度とほぼ同額の 614 万円を計上している。

委託料において、特定健診の単価は、山口県医師会が示した 29 年度の額で 10,781 円としている。28 年度は 10,727 円だったため、54 円の引き上げとなっている。

第 2 項「保健事業費」は、健康診断助成金やウォーキング大会の経費等で、4,242 万 4 千円を予算計上している。

第 3 項「死亡見舞金」については、28 年度の支給状況から 2 件増やして 12 件分、120 万円を計上している。

第 X 款「積立金」については、職員退職給与金積立金のみ 100 万円を積み立てようとするものである。

第 XI 款「公債費」は科目存置である。

第 XII 款「諸支出金」は 3 千円を計上している。

最後に、歳入歳出を調整した結果、第 XII 款「予備費」として、28 年度より 692 万 5 千円減の 1 億 3,371 万 4 千円を計上している。

質疑応答

西村議員（小野田） 理事長の挨拶にあった高額薬剤については、薬価は下がったものの、使用者が増え療養給付費が高額となる可能性がある。今後は予備費で対応されるのか、それとも補正を組むのか。

河村理事長 状況にもよるが、基本的には補正を組んだほうがよいのではないかと考える。

前濱議員（柳井） 保険料収入の減少が大きな問題である。被保険者数の減少が原因であるとのことであったが、医師会員が減ってきたためなのか、それとも他の保険に移行したためか。

河村理事長 両方あると考える。医師会員の死亡による喪失や、本組合は自家診療を認めていないことから、従業員が協会けんぽ等に移行することが主な要因となっている。

前濱議員 医師国保に継続加入するメリットを、広く説明する必要があるのではないか。

河村理事長 協会けんぽと比較してメリットを説明していく。なお、デメリットとなる従業員の自家診療に関しては、これを認めると負担が大きくなるので、今後検討していきたい。

IV 採決

議長、全議案について順次採決を行い、議員の挙手全員により原案どおり可決された。以上をもって議案の審議がすべて終了した。

V 閉会の挨拶

河村理事長 討論の中でもありましたが、平成 30 年度は運営に関する変更が多々生じられると思いますので、それらの変更点を明確にし、早急に皆様に報告できるようにしたいと思います。

本日は、ありがとうございました。